

年 月 日

和歌山県知事 様

和歌山県大学生等進学給付金交付申請書(継続用)

私は、返還条件付きの給付金であることを確認の上、関係書類を添えて、次のとおり継続申請します。

申請者氏名

年 月 日生

(申請者本人が、自署してください。)

在籍大学等名	立	大学	学部	学科
		専修学校	課程	
入 学 年 度	年	月	入学	学部等の変更の有無 有・無 (有りの場合 年 月変更)

給付金の受給実績

回数	給付金を受給した年月日(※)	受給した金額
1回目	年 月 日	金 万円
2回目	年 月 日	金 万円
3回目	年 月 日	金 万円

※通帳に入金された日を記載してください。

申請者が申請を行うこと、及び申請にあたっての同意事項(裏面参照)について内容を確認した上、同意します。

本人 (自署)	ふりがな		男 ・ 女	〒	住所
	氏名			自宅	携帯電話
保護者 (自署)	ふりがな		本人との 続柄	〒	住所
	氏名			自宅	携帯電話
	ふりがな		本人との 続柄	〒	住所
	氏名			自宅	携帯電話
	生年月日	年 月 日生			

本人が未成年者(18歳未満)の場合には、保護者が上記のそれぞれの欄に自署してください。保護者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がいる場合には、後見人が自署してください。

同意事項

※必ずお読みください。

1 給付金の支給に係る事項

- (1) 給付金の支給対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者をいいます。
- ア 大学等卒業後、和歌山県内に居住する意思を有している者であること。
- イ 平成29年4月1日以降に大学等に入学しようとする者であって、大学等に平成29年4月1日以降に在学する者であること。
- ウ 申請日において、高等学校等を卒業又は卒業見込みであること。
- エ 高等学校等における全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること。
- オ 独立行政法人日本学生支援機構(独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第2条に規定する法人をいう。以下「機構」という。)の第一種学資貸与金(同法第14条第1項に規定する無利子学資資金をいう。以下「第一種奨学金」という。)又は学資支給金(同法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。)の採用候補者として決定を受け、大学等進学後も機構から第一種奨学金の貸与又は学資支給金の支給を受けている者(以下「奨学生」という。)であること。
- カ 自己及びその保護者が和歌山県内に住所を有していること。ただし、自己が高等学校等における修学の必要上やむを得ず和歌山県外に住所を有している場合を含むものとします。
- キ 自己が大学等進学後も保護者が和歌山県内に住所を有する予定であること。
- ク その保護者の市町村民税所得割が非課税であること。ただし、2回目以降の申請において、次のいずれにも該当する場合は、非課税とみなす。
- ア 保護者が市町村民税所得割額を課されている状態が2年間継続しない場合
- イ 保護者の市町村民税所得割(2人いる場合はその合計額)が20万円以下の場合
- ケ 給付金を受けようとする者が次のいずれの要件にも該当しないこと。
- ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのない者
- (2) 給付金の支給額は、年間60万円で、支給回数は、年1回とし、連続する4年間で4回を上限とします。
- (3) 受給者は、給付金を受給した年度の翌年度の6月末日までに、大学等の在学証明書を知事に届け出なければなりません。
- (4) 受給者は、次の場合、速やかに県に届けなければなりません。
- ア 本人又は保護者の氏名又は住所に変更があった場合
- イ 転学、休学、退学しようとする場合
- ウ 給付金の支給を辞退する場合
- (5) 受給者が次の状態になった場合は、給付金の支給を停止します。(支給停止となった場合、その年度内の給付金の支給は停止するものとなりますが、翌年度の継続申請は可能です。)
- ア 休学した場合
- イ 大学等に入学後連続する4年間で和歌山県大学生等進学給付金交付要綱に規定する支給要件に該当しなくなった場合
- ウ 受給者の保護者が県外に転居した場合

2 Uターン意思確認に係る事項

- (1) 受給者はUターン意思等について、給付金の支給が終了した年度の翌年度から大学等(又はその卒業後の進学先)を卒業するまでの間、知事別に定める日までに、Uターン意思等確認書により知事に報告しなければなりません。
- (2) 大学等を卒業した受給者は、卒業後速やかに知事まで大学等の卒業証明書を提出しなければなりません。

3 居住・就業状況の報告に係る事項

- 受給者は、大学等又は学校等の卒業日が属する年度の翌年度から4年度の間、毎年4月末日までに、その年度の4月1日現在の居住・就業状況について、居住・就業状況報告書により、次のア～ウに掲げる書類を添付し、知事に報告しなければなりません。
- ア 受給者の住民票(本籍地、筆頭者の記載有)
- イ 就業を証明する書類
- ウ その他受給者の居住・就業状況を確認するために知事が必要とする書類

4 給付金の支給決定の取消に係る事項

- (1) 受給者が次のいずれかに該当した場合は、給付金の支給決定を取り消します。取消となった場合、給付金は返還をしなければなりません。(今後の申請もできません。)
- ア 偽りその他の不正の手段により、給付金の支給を受けたことが判明した場合
- イ 「1 給付金の支給に係る事項」(3)ア～イの書類を提出しなかった場合
- ウ 給付金を受給した翌年度の4月1日現在で大学等に在学していない場合
- エ 機構へ進学届を提出せず、第一種奨学金の貸与又は学資支給金の奨学生として採用されない場合
- オ 機構の適格認定で第一種奨学金の貸与又は学資支給金の奨学生として採用されない場合
- カ 「2 Uターン意思確認に係る事項」(2)の卒業証明書、「3 居住・就業状況の報告に係る事項」ア～ウの書類を提出しない場合
- キ 大学等を中退した場合
- ク 大学等又は学校等の卒業日が属する年度の翌年度中の4月1日を起算日として1年以内に和歌山県内に居住していない場合
- ケ 大学等又は学校等の卒業日が属する年度の翌年度中の和歌山県内に居住を開始した日から起算して和歌山県内における居住期間が3年に満たない場合
- コ 和歌山県内居住中の就業(短期間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短期間労働者に該当する場合を除き、所得税法(昭和44年法律第33号)第229条の規定に基づく届出書を提出して事業を営む場合を含む。)期間が3年に満たない場合
- (2) 受給者が和歌山県内に主たる事務所を置く事業(法人、個人を問わない。)に就業し、同事業から和歌山県外における勤務を命じられたため、和歌山県外において居住及び就業している場合は、その居住及び勤務を和歌山県内における居住及び就業とみなします。
- 備考 1(1)オに規定する場合であって第一種奨学金の貸与又は学資支給金の支給の停止と認定された場合は期限内に既に受けたこの給付金の返還を行い、かつ、第一種奨学金の貸与又は学資支給金の支給を開始されていることが確認されたときに限り、当該確認された日以降給付金の申請をするものとします。
- 2(1)ケ及びコの県内居住期間及び就業期間の計算方法については、その居住後3年間におけるそれぞれに該当する期間を通算するものとします。

5 給付金の返還に係る事項

- (1) 受給者は、「4 給付金の取消に係る事項」アにより支給決定を取り消した場合は、支給した給付金の全部又は一部について定められた期間内に返還しなければなりません。
- (2) 受給者は、「4 給付金の取消に係る事項」イ～オにより支給決定を取り消した場合は、支給した給付金(直近のものに限る)について定められた期間内に返還しなければなりません。
- (3) 受給者は、「4 給付金の取消に係る事項」カ～クに該当した場合は、支給した給付金の全部、ケ又はコに該当した場合は支給した給付金に別表で定める率に乗じて得た額(1,000円未満切捨て)の返還をしなければなりません。ただし、災害、傷病その他やむを得ない事情によるものとして知事が認める場合は、この限りではありません。

別表 〈返還割合〉

返還割合		県内居住期間		
		6月未満	6月以上3年未満	3年以上
就業期間	6月未満	100%		
	6月以上3年未満		$\frac{2}{3} \times (3年 - 居住期間) / 3年 + \frac{1}{3} \times (3年 - 就業期間) / 3年$	$\frac{1}{3} \times (3年 - 就業期間) / 3年$
	3年以上			0%

注) ①この表により算定された金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

②期間単位は、1年とし、6月未満又は以上により、切捨て又は切上げを行う。

注意事項

- ・ 給付申請から給付金の交付までには一定の手続き期間を要します。手続き期間は給付申請の受付状況等により変わります。
- ・ 事務局等は、給付金の交付に係る振込の遅延、その事由によって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- ・ 申請者及び保護者が申請書に記名・押印し事務局に提出することにより、本同意事項に同意したこととなります。